

和光大学総合文化研究所『東西南北』の編集に関する申し合わせ事項

- 1、この申し合わせ事項は、和光大学総合文化研究所（以下、研究所と略称）『東西南北』および『東西南北・別冊』（以下、本誌および別冊と略称）の編集のためにこれを定める。
  - 2、本誌および別冊の編集は、研究所委員および研究所長によって構成される編集委員会がこれにあたる。編集委員会の委員長は、編集委員の互選により選出する。
  - 3、編集委員会は、編集委員長が招集する。
  - 4、編集委員会は次の事項を協議し決定する。
    - (1) 本誌および別冊の編集方針、内容、体裁に関する事項
    - (2) 投稿原稿の採否に関する事項
    - (3) 本誌および別冊の発行に関する事項
    - (4) 本申し合わせ事項および投稿要領に関する事項
    - (5) その他本誌および別冊の編集に関する事項
  - 5、本誌および別冊の発行は下記による。
    - (1) 本誌：年一回、三月を原則とする
    - (2) 別冊：年一回、一二月を原則とするが、投稿状況により適宜の発行も行なう
  - 6、本誌は、研究所主催のシンポジウム記録、研究プロジェクトによる研究論文、および研究プロジェクトの研究活動報告を主体として掲載する。
  - 7、別冊は原則として、研究プロジェクトによる特集を掲載する。
  - 8、投稿原稿は、研究所員および研究所規程第11条3項による特別研究員により投稿されたものであることを原則とし、別に定める投稿要領にしたがうものとする。
  - 9、編集委員会は投稿論文を受け付ける。
  - 10、編集委員会は、受け付けた論文等に対し編集委員を含む二名の査読者を決定し、査読結果に基づき審査し、受理の可否を決定する。
  - 11、本申し合わせ事項の変更は研究所委員会の承認を経て、教授会に報告する。
- 付記 本申し合わせ事項は二〇〇一年一〇月一日より実施する。